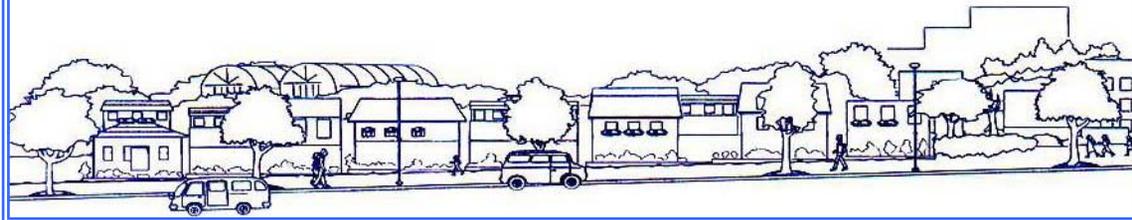




北小岩一丁目東部地区



この事業計画について今までいただいたご質問を紹介します

今まで、皆さまといろいろお話をさせていただきました。その中でのご質問をいくつか掲載します。

Q：現在のスケジュールを教えてください。いつ頃から工事が始まるのですか。

A：現在のスケジュールでは、平成24年に建物を除却していただき、工事が開始される予定です。工事期間と再建（家を建てる）期間が合わせて約3年なので、平成27年に新しい土地での生活が開始されます。ただし、工事を開始する前に、皆さまの補償金をお支払いするため建物調査をしていただくこととなります。スムーズに事業が進むよう、事前に皆さまのご協力をお願いします。

事業スケジュール（現在の予定）

| | |
|-------|------------------------------|
| 平成23年 | 事業認可 |
| 平成24年 | 移転・除却完了 （仮住まいの開始） 工事開始 |
| 平成26年 | 工事終了 家の再建 |
| 平成27年 | 生活開始 （仮住まい終了） |

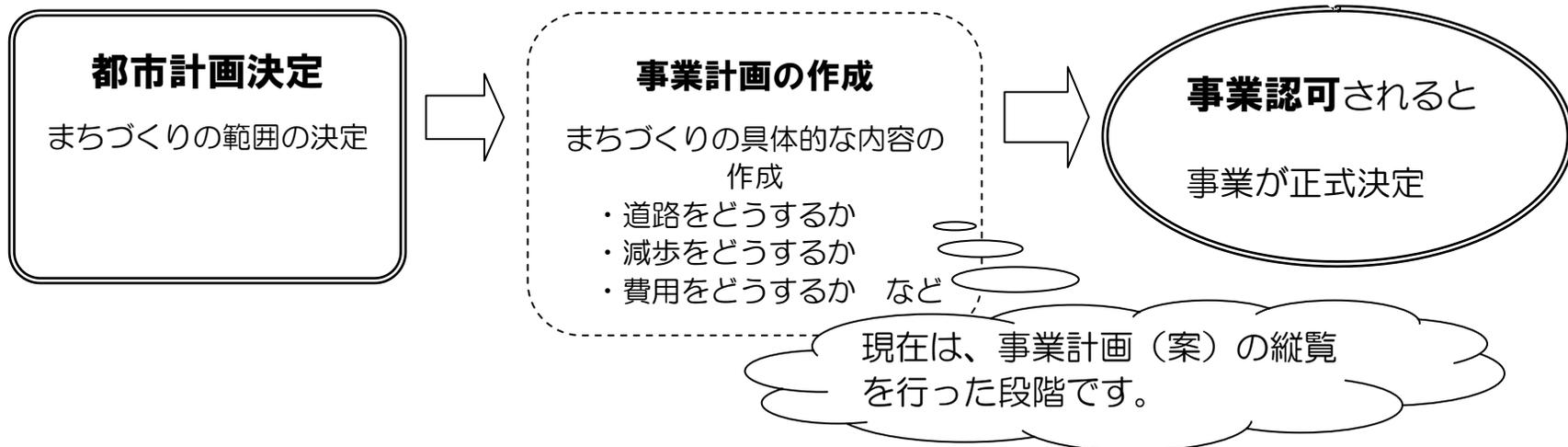
Q：「都市計画決定」と「事業認可」の意味を教えてください。

A：「都市計画決定」は、都市計画法に基づき都市計画事業を行うことを定めることです。この地区では、昨年の11月の都市計画審議会を経て、まちづくり（土地区画整理）の範囲を決めました。

「事業認可」は、都市計画決定された計画を具体的な事業として実施するための計画（「事業計画」といいます）について、認可権者（東京都）が事業者（江戸川区）に認可を与えることです。これは、まちづくりの内容を決めて、事業実施の同意をもらうことです。事業認可されることにより、事業が正式に決定します。

現在の北小岩一丁目東部地区は“この地区のまちづくりをしましょう”ということとは決定しています。しかし、どのようにまちづくりを行うか、という具体的なまちづくりの内容までは決まっていません。

そこでまちづくりの具体的な内容を定めた“事業計画”案を作成し、5月10日から5月24日まで縦覧の手続きを進めています。



5月7日懇談会の質問・意見を紹介します

- ・災害や建替えなど色々なことを考えると、今回の事業によって全ての宅地が5mの道路に接することや、自分の家まで自動車が入るといのはよいと思う。また、スーパー堤防と一緒にすることによって減歩の負担がなくなるというメリットもある。住環境がよくなるし、家も新しくなる。再建については、区と相談してやっていかないと不安な部分もあると思うので、相談を親身に行ってほしい。 今までたくさんの時間をかけており、早期にこの事業を進めてほしい。
- ・以前緊急自動車が入らないという説明をしていたが、住民の方が消防署に確認したところ、何の問題もないと言っていた。18班地区の安全性は特に問題はないのではないかと。
→消防署の見解としては、どんな道路事情でも、ホースをつないだりストレッチャーをだしたりするなど、消防署は人命救助など最大限に努力をすることです。この地区の道路状況が、全く問題がないということではありません。
- ・18班地区は自動車が通れない以外には大した問題はない。
→道路幅員が狭いことで、建て替え時に宅地を道路に提供しないといけないとか、火災や地震で建物が倒壊した場合逃げ道がふさがれてしまう等、18班地区は様々な問題を抱えています。このような問題を解消し安全・安心なまちにするため、皆さまと様々なお話をさせていただきました。この事業により、将来にわたり安全・安心なまちを引き継いでいただきたいと考えています。
- ・この計画はまだ早いと思う。じっくり練ってからのほうが良いのでは。20年後には嫌でも木造建物は壊れる。今この事業を急いで行う必要はない。
→地震や水害などの災害からまちを守るためには、この地区のスーパー堤防とまちづくりは必要です。盛土をすることにより、現在のまちの根本的課題を解決し、道路基盤が整うことで、建替えがしやすくなる等、住環境の向上したまちに生まれ変わります。また、スーパー堤防は、このまちの堤防が壊れなくなり、まちの安全度向上はもとより、江戸川区の治水上、大変大切な施設です。陸域の7割がゼロメートル地帯である本区の災害対策として一歩一歩着実に取り組んでまいります。

今年度はこのメンバーで頑張ります～推進第一係職員紹介～

今年度の推進第一係の職員を紹介します。

この6人がまちづくり事務所におりますので、お気軽にお越しいただければ幸いです。

事業の早期実現に向けて職員一丸となって頑張りますのでよろしくお願い致します。



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん
沿川まちづくり課 推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

